

ある夜の湖畔

---月と猿との---

年少労働問答---



月

それそれ、人間どもはなん
のかんひと、うるさい動物
だ。それにしてもらったら
め世界はなんて自由なんだ
ろう。食いたがりや自分で
行きてとつて食ひ、眠るけ
り草木の上でも寝ていりや
いいんだ。



月

それそれ、そとで勉強を言っているのは誰じや?

月

ええと想つても、おぼろさ
か、あんまりおぼろさおぼ
ろさで下さいよ。なに実はね、今
日人間さまがしきりに言
いでいた労働問題だが、私
は一体なんのことかね?

月

なるほど、おぼろさ
おぼろさかい。人間の
社会でいふへん太
平なところの花が



猿、

今晩は一つその話を聞かせて下せいよ。

月、

昔、昔のそのまた昔、人間にもおまえたちと同じように自分のしたいことをし、食いたいものを食つて、あつちにふらり、こつちにふらりと放浪生活をしていた時代がある。これを今の人間は「狩漁時代」とかいつてな、えらそうな名をつけている。



月、

ところが人間はおまえたちとちよつと違う。かれらは石から火と道具をつくることを見つけ出し、文明開化の第一歩をふみ出したのだ。

猿、

お月さん、あんたは人間ばかりほめますが、おれたちになつて、さる知慧というものがありますぜ。

月、

ふざけちや困るね……

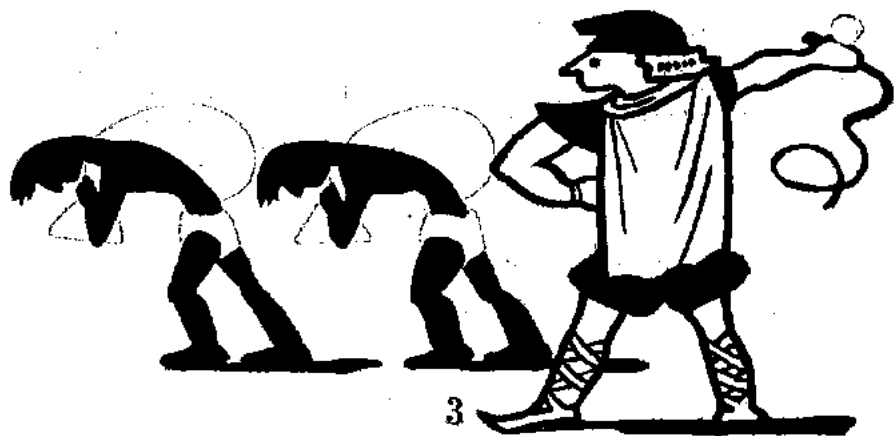
それから人間は絶えず努力してきた。かれらはやがて植物を作つてそれを食物にするようになった。こうなると今までのようにぶらぶらしてはいられない。どうしても土地を求めて働かなければならなくなつた。ところがだね、この頃になると、ちんと土地をもっている者が居るかと思うと、全くすつからかんで、そのもっている人のためにあくせくと働かなければならない人とかができた。

猿、

どうしてそんな人間ができたんかね？

月、

やつぱり人間だつて同じことさ。おまえたちだつてよく喧嘩をするが、強い奴にはかなうまい。人間はね、喧嘩



の大きいやつを戦争といっているが、戦争に負けたやつを自分のところに連れて来て、たゞめしを食わして働かせていた。だからそういう連中は大体人間扱にされていなかったんだね。

猿、

というと……何扱で………？

月、

畜生扱さ。

猿、

どうもおあいにくさまで。

月、

これを「農業時代」と人間たちはいつている。とにかくだね、人間の社会が進歩すると共に、その中には、「一体おれたちは何のために生れて来たんだ」と考え、やれ哲学だの、やれ科学だのとやかましいことをいつているが、このわしからみれば短い命の動物さね。

猿、

なるほどね。



月、

おまえ一体なんのために生きてきたか考えたことがあるか？

独、

いや一向に……………そこが畜生のあきまじさでね。

月、

馬鹿だなあ。考えるところに進歩がある。人間たちは世の中に生れた以上、どこかに生きる価値を見出そうと努力している。「労働問題」もここから出発しなけりや不当じゃないよ。

独、

月、

同じ人間でありながら世の中には富裕層者と貧しい者がいる。“働けど働けどなまわがくちも楽にならざり じつと手を見る”とかの有名な歌人啄木もうたつていっており、働いても働いても食べられない気の毒な人が沢山いる。

独、

へえ……………お月さんの博学にはおどろきましたねえ。

でも人間さまは“働かざるは食うべからず”とかいってまっすぜ。

月、

よるしい、そこだつ！人間どもはそう言つて互いに助け



まし合いながら、血と汗の労働を続けて来た。ところが封建的な社会機構のもとにあつては、その努力も空しく、かれらの労働の結果は自分らのものにならずじまいだつたのだ。

数、

ひでえ世の中もあつたもんですねえ……。それじやあま
るつきり個人の人格もへちまもありやしませんね。

月、

おまえもそこに気がつけば結構なことだ。それがたまた
ま敗戦によつて日本は眞の民主々義國家として新発足す
ることになり、これまでの封建制は根本から改革される
ことになつたわけさ。そこでまず新憲法には基本的人権
の確立が明らかにされた。そしてこの基本的人権は、人
類の多年にわたる自由獲得の努力の結果獲得されたもの
なんだ。



娘、

えらいつ！さすがは人間さまだ。

月、

この基本的人権を傷つけないよう、働く者の人格を確保するためにできた具体的な法令がいわゆる労働基準法なのだ。そして、この第一条に「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみたすべきものでなければならない」と規定し、労働者にはじめて、健康で、文化的な最低限度の生活が保障されたわけだ。

娘、

そうなりや、もうしめたもんですね。

月、

ところが問題はこれからだ。たとえ法律をきめたばかりでは駄目なんで、それが十分に護られなければいけない。

猿,

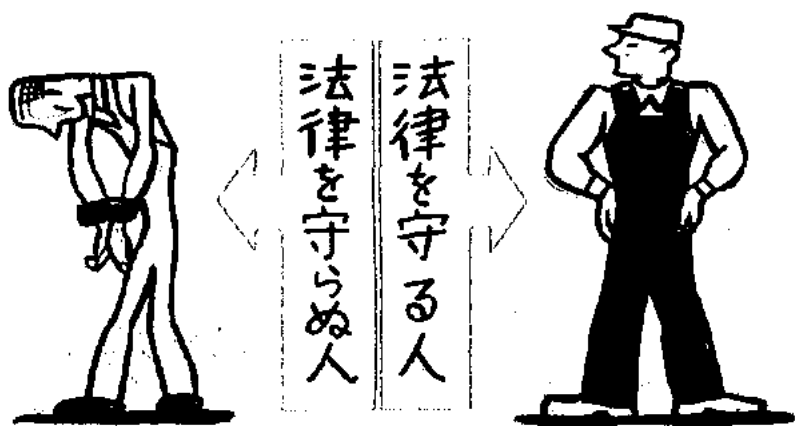
どうも世の中というものは、どこまでもうるさいものですねえ。人間さまは自由主義の世の中だといつてくせに、守ろうと守るまいと勝手にならんものかね?

月,

そうはいかない。そんなことをしたら社会は乱れるばかりだ。おまえのいつているのは自由ではなく、自分勝手というものだ。法律というものは、必ずこれを守らなければいけない。もし守らなければ罰則規定によつて処罰される。

猿,

あんまりおどかさねえでくだせいよ。



猿,

それじゃお月さん、なぜ年少者の保護が強く叫ばれるんですね?

月、

それは考えてもわかるじゃないか。第一にかれらは心身が充分に発達してゐないこと。次に教育の機会に恵まれないことだ。將來の立派な労働者を養成し、文化國家としての水準を高めるためには、まずこの二つが最も根本的な保護の必要性であり、一口に労働条件といわれる賃金労働時間、休日等の問題も今いつた二つの中に含まれることになるんだよ。

猿、

なーるほど、わかつたような氣がしますぜ。

月、

氣がするんでは駄目だ。心からわかつてもらわなければあな………、では話を進めよう。労働基準法の第六章に「女子及び年少者」という一章が設けられているが、その中にいろいろ具体的な規則が定められている。

猿、

じゃ、それな……聞かしてもらいましよう。

月、

よしわかつた。まず十五歳未満な……子供を原則として労働者として扱わない。

猿、

十五才未満は、どんな仕事でもよいんですかね？



月、

いや、農漁村の手
停いや、会社、お
店などのつとめの
ように、小さな無
理のない軽便車
にまどくることがで
きる。

佐、

顔の恰好とみて子供ということがわかるものの中には陸
のでつかいやつもあるんでね。

月、

その通りだ。だから年少者を雇う場合は、使用者は必
ず十五才未満のものは「使用許可票」に、十八才未満の
ものは「年少通票」を備付せなければいけない。

佐、

どこに備付けるの？

月、

子供の働く場所だ。

佐、

その証明書はどうして、どこでもらうんですか？

月、

その手続として「使用許可票」は「就業許可申請書」と
いうものを提出して、労働基準監督署からもらうのだ。

猿,

十五才未満のものは、わかつたがね。年少者とは十八才未満のものをいうと聞いているが、ほんとうかね?

月,

まさしくその通り、じゃあ、かれらが働く場合には何が要るか知つていゝかね?

猿,

「使用許可証明書」じゃなかつたかね?

月,

おつとこどつこい、柳の下にどじようはいないよ。

猿,

何ですね、その柳の下というのは?

月,

いつも物事は同じようにはいかないというわけさ。この人達は「年齢証明書」だけあればそれでいい。これは自分の戸籍のある役場からもらうのだ。

猿,

それじゃあ、なんで証明書があるんだね?



月、

労働基準監督署の役人が工場や事業場を調査に行つた時、年少者がこれからいう禁止されている仕事に働いている場合でも、はつきり違反であるかどうかわからないし、年齢をごまかされてもわからない。つまり、この証明書と職場にいる人とみくらべれば、うまく規則が守られているかどうか、わかる一つのよりどころとなるからだ。

猿、

それじゃあまるつきり監督官の便のためというのかね？

月、

それはいいすぎだが、それも理由の一つとはいえるね。そうして違反がみつければそれだけ年少者の保護もよりよくされることになるんだよ。

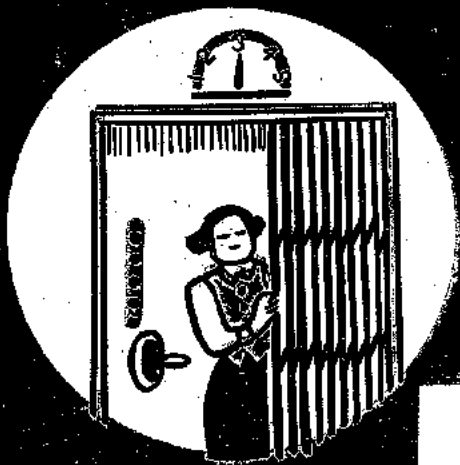
猿、

さつきお月さんは禁止されている仕事とか何とかいつたつけね？

月、

あゝ、それを説明しよう。
まず年少者が働いてはいけない仕事の種類を安全、衛生、福祉の三つの面から規定している。先づ安全面からは、重量物の持運びから、坑内作業の禁止、エレベーター





ターの行状、高圧電線
路及びこれに配する電
気機械器具の取扱い等
があり、

衛生の面では、有害な
薬品の取扱いや、ガソ
リン、ふんじんの中での
作業等である。



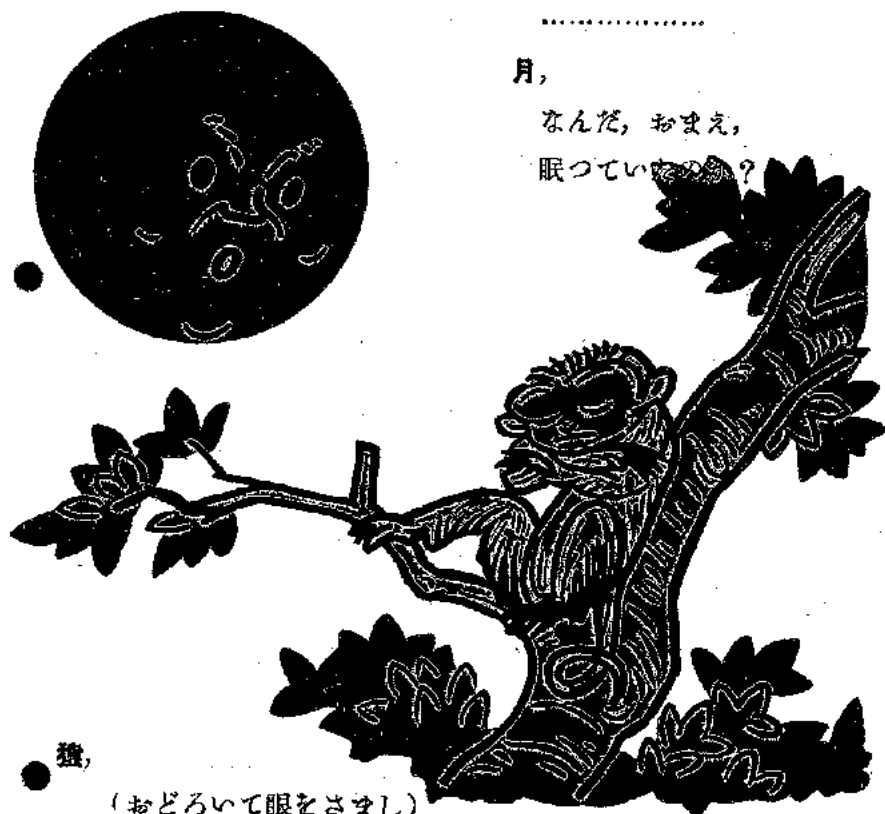
最後に娯楽の面からは
舞臺の振替や、酒席に
侍してお酌をするなど
の仕事がいけないうと
になっている。

猿、

.....

月、

なんだ、おまえ、
眠つていないのか？



猿、

(おどろいて眼をさまし)

とんでもない。じゃあそれでもうないのかね？

月、

いやこの他に大分あるが、一々くわしく説明したらおまえはまた眠つてしまうだろうからね。では次の問題

猿、

ようし合点だあ。

月、

労働基準法によるとだね、十八才から十五才までの年少者は原則として一日八時間、一週四十八時間を超えて働いてはならないんだよ。十五才未満の子供は修学時間を入れて一日七時間、一週四十二時間を超えて労働してはならない。ところがね、十五才以上の年少者が一週間のうち、ある一日を四時間に短縮して働いた場合、一週四十八時間を超えない限り他の日に十時間まで働かせることができるんだよ。

おつとそうだ。年少者のために忘れてならない時間外労働のことがある。

猿、

それはどういうんだね？

月、

十八才未満の年少者は、原則として労働時間外の就業は認めていない。しかしだね、災害その他さけることのできない理由によつて臨時の必要があり、監督署長の許可を受けた場合には………

猿、

その限りにあらず。

月、

よろしい、上出来だ。

猿、

休みの日はどうなるんで……？

月、

原則としてできない。



月、

なにに、どんぐりの木の南だと？ うん、あれはたしかに年少者だ。眠そうな眼をしながら、パンをこねているわい。



猿、

しめたつ！ パンだつて？ そいつはありがたい。

月、

なにもおまえにやるとはいわない。かわいそうに深夜業だな。

猿、

あゝいうのはどうなるんだね？

月、

十五才以上十八才未満のものは午後十時から午前五時まで働くことはできない。しかし交替制によつて働かせる場合は、労働基準監督署長の許可を得て、午後十時半まで、または午前五時半から働かせることができるんだ。

また十五才未満の子供は午後八時から午前五時まで働かせてはならない。

猿,

年少労働者保護の規定はそれだけかね?

月,

まだある。もう一つ。

○猿,

やれやれ。



月

なにがやれやれだ。労働基準法によれば、父母または親がわりの人は子供にかわつて労働契約を結んではならない。また働いて得た賃金は自分で受取り、父母や親がわりの人が勝手に受取つてはならないんだ。

月、

ところが、このわしがこうして高いところからみていると、下界ではまだまだこれらの法律が充分に守られていないのだ。

猿、

へーえ、そうですかねえ。

月、

ここからずつと北の方へいくとな、いわゆる人身賣買といつて、親が子供を賣り、子供がひどい労働をさせられているところがある。

猿、

人間を賣つたり買つたりするんですかね？

月、

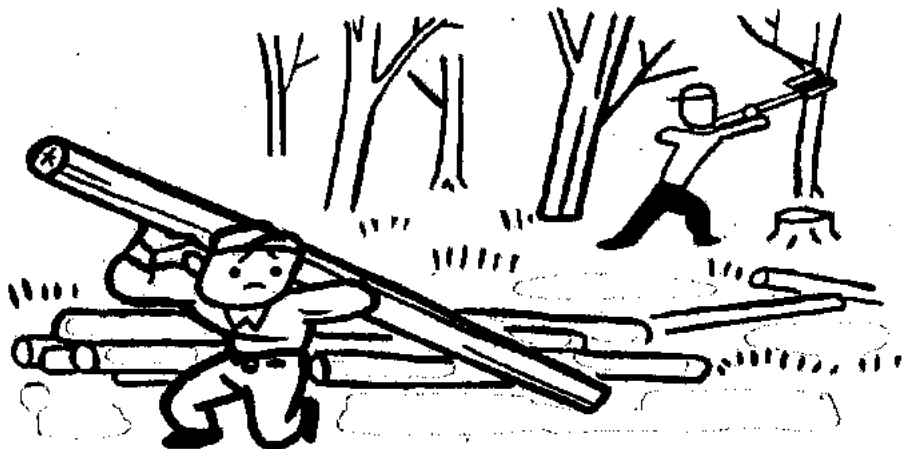
そうだ。親が貧乏のあまり子供を期限つきで農家や工場へ賣るんだ。大抵の場合、親が周旋人にたのんで前借金をもらい子供には内密で契約をしてしまう。お前も知ってるだろう、サーカスというものを。あの子供たちの中にはこうして賣られた子が多かつたんだよ。こういう場合は労働基準法によつて重い罰を受けるんだ。

猿、

かわいそうに、親が子供を食つてるのか……………

そんなのは罰則規定によつてどんどん処罰してやりやあいゝんだ。

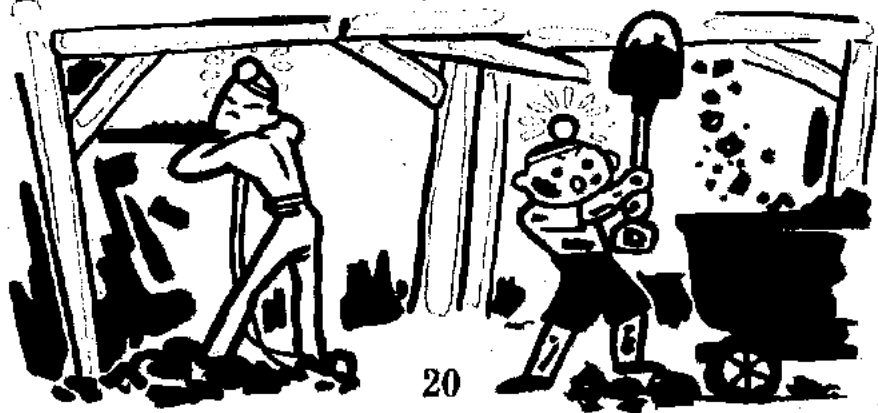
月、



このほか、危険有害業務の違反なども、あちらこちらで行われているのをよく見かける。重い材木をかつがせたり炭坑では坑内労働をさせているところもある。前にもいつたとおりの、年少労働者というのは、丁度心身の発育期にあるのだ。それをこうして無理な仕事につかせたり、夜おそくまでこきつかつたりすると、心身の発達がおくれるばかりか、ときによつては成長がとまつて、一人前の立派な人間になれずにしまう場合もある。

猿、

そりやあ大変だ！ 子供の大人がでさちまいませ。



月、

たしかに大変なことだ。ことに敗戦後の日本は一日も早く経済を再建しなければならぬ。そしてこれらの重要な原動力となるの故に、いまでもなく、年少労働者なのだ。だから、かれらを将来立派な成人労働者として、父母として完成するため、充分な指導と保護をしなければならぬわけだ。

妻、

なるほどね。

月、

これでおれの長い話もおわりに近ずいた……………

ところで人間どもにのぞみない事は、たゞ法律を制定したばかりでなく、保護の完璧を期することだ。

娘、

全くだ。

月、

われわれは度々深く人間愛に燃発して、年少者を愛護し、指導していかねばならない。

「法律を知らざるを以て罪を犯す意なしとなすことを得ず」か。どれ、夜も大分更けたようだが、こゝろで一回せうに行くとしよう。

月、

~~~~~

おわり



職場で働いている年少者たちは、明日の日本の  
社会と産業を背負う大切な人たちです。

伸び行くこれらの年少者たちを、正しく明るく  
育てるために、労働基準法に合致した労働条件  
と健全な環境のもとで働けるよう、皆さんお心  
掛け下さい。

昭和25年4月25日印刷

昭和25年4月30日発行

東京都千代田区代官町1番地  
編集人 労働省 婦人少年局

東京都千代田区麹町5-2  
印刷人 杉田 弥太郎

東京都千代田区麹町5-2  
印刷所 杉田屋印刷株式会社